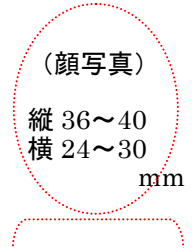


〔受講者本人記入〕

ふりがな 氏名		申込印		生年月日	昭和 年 月 日	
連絡先	(〒 ー ー) 都道府県 市区町村					
	(TEL) ー ー (携帯) ー ー					
	(Eメールアドレス)					
受講対象者の区分 ※①～⑤の中から該当する区分に記入してください。	①幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型認定こども園に勤務している教育職員・教育の職にある者	(勤務校(園))	(職名) ※該当職を○で囲んでください。 校長(園長) 副校長(副園長) 教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭 助教諭 講師 養護教諭 養護助教諭 栄養教諭 主幹保育教諭 指導保育教諭 保育教諭 助保育教諭 実習助手 寄宿舎指導員 学校栄養職員 養護職員			
	②教員採用内定者／教員として任命又は雇用される(見込みのある)者	(任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)				
	③教員勤務経験者	(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)				
	④認定こども園及び認可保育所の保育士／幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士	(勤務先)				
	⑤その他	(勤務先)	(職名)			

○ 所持する免許状について記入してください。 ※記入の方法は「所持する免許状の欄の書き方について」を参照ください。

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等 ※栄養教諭(普通)専修・一種・二種免許状の場合は、免許状の授与年月日を記載願います。

※所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、別紙に記入し添付してください。

修了確認期限・有効期間の満了の年月日	平成 年 月 日
--------------------	----------

○ 受講希望講習をお選びください。 ※「免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について」もご参照ください。

領域	講習の名称	申込 「○」を記入してください。
必修領域講習	【必修】eラーニング講習「教師のための教育最前線」(6時間)	
選択必修領域講習	【選択必修】eラーニング講習「教師のための教育最前線」(6時間)	
選択領域講習 ※養護教諭・養護助教諭・栄養教諭・栄養助教諭は対象外です。	【選択A】eラーニング講習 「ともに学ぶ学校と地域-学校、家庭、地域の連携協力- * 現代社会の中での子どもの権利と自由」(6時間)	
	【選択B】eラーニング講習 「学校教育に資する学校図書館の役割 * 少子化時代の教育と高齢者の役割」(6時間)	
	【選択C】eラーニング講習 「自己確立の方法 * 情報社会における教育と教育者」(6時間)	

〔受講者本人記入〕

○ 希望試験会場をお選びください。

試験会場	会場住所	申込	
		「○」を記入してください。	
横浜会場（八洲学園大学）	神奈川県横浜市西区桜木町7-42	夏	秋
東京会場（人事労務会館）	東京都品川区大崎2-4-3	夏	秋
名古屋会場（名古屋VIP貸し会議室名古屋駅前店）	愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目19-27 オルバースビルディング名古屋	夏	秋
大阪会場（八洲学園高等学校梅田キャンパス）	大阪府大阪市北区梅田1-3-1 大阪駅前第1ビル 2	夏	秋
沖縄会場（八洲学園大学国際高等学校）	沖縄県国頭郡本部町備瀬1249	夏	秋
監督者委託型修了試験 ※実施条件は「平成29年度八洲学園大学eラーニング教員免許状更新講習実施要項」p.14参照		夏	秋

○ 「平成 29 年度八洲学園大学 e ラーニング教員免許状更新講習実施要項」の p.3~4「受講条件」をお読みいただき、チェックをお願いいたします（すべてにチェックが無いとお申し込みを受付できません）。

受講条件	確認
	「✓」を記入してください。
1. まずは文部科学省のウェブサイト等で受講対象者であることを確認してください。	
2. 連絡がつくメールアドレスをご用意ください。	
3. 基本的なパソコンスキルが必要です。	
4. 本学の e ラーニング講習の受講には一定のシステム要件を満たすパソコン等が必要です。	
5. 期日までに受講確認テストに合格しないと修了試験の受験はできません。	
6. 修了試験日の変更はできません。また、不合格者の再試験は行いません。	
7. 認定日（修了証明書/履修証明書の発送日）を早めることはできません。	

○ その他連絡事項（何かございましたらご記入ください。）

〔証明者記入〕

※ 校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。証明の方法は「受講対象者の証明方法について」を参照ください。（証明書類の添付でも可）

（受講者）

ふりがな		生 年 月 日	昭 和	年	月	日
氏名						

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

平成 年 月 日

（機関名・役職名）

証 明 者 名

（氏 名）

印

〔受講者本人記入〕

ふりがな 氏名	やしま はなこ 八洲 花子	申込印		生年月日	昭和 49年 7月 1日	 (顔写真) 縦 36~40 横 24~30 mm	
連絡先	(〒220 - 0021) 神奈川県 横浜市 西区桜木町7-42						
	(TEL) 045-410-0515 (携帯) 090-1234-5678 (Eメールアドレス) 0123456789@yashima.ac.jp						
受講対象者の区分 ※①~⑤の中から該当する区分に記入してください。	①幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型認定こども園に勤務している教育職員・教育の職にある者	(勤務校(園)) 神奈川県第一小学校長 (職名) ※該当職を○で囲んでください。 校長(園長) 副校長(副園長) 教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭 助教諭 講師 養護教諭 養護助教諭 栄養教諭 主幹保育教諭 指導保育教諭 保育教諭 助保育教諭 実習助手 寄宿舎指導員 学校栄養職員 養護職員					
	②教員採用内定者/教員として任命又は雇用される(見込みのある)者	(任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)					
	③教員勤務経験者	(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)					
	④認定こども園及び認可保育所の保育士/幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士	(勤務先)					
	⑤その他	(勤務先) (職名)					

○ 所持する免許状について記入してください。 ※記入の方法は「所持する免許状の欄の書き方について」を参照ください。

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等
小学校教諭(一種)	※栄養教諭(普通)専修・一種・二種免許状の場合は、免許状の授与年月日を記載願います。
中学校教諭(一種)	社会

※所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、別紙に記入し添付してください。

修了確認期限・有効期間の満了の年月日	平成 31年 3月 31日
--------------------	---------------

○ 受講希望講習をお選びください。 ※「免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について」もご参照ください。

領域	講習の名称	申込 「○」を記入してください。
必修領域講習	【必修】eラーニング講習「教師のための教育最前線」(6時間)	○
選択必修領域講習	【選択必修】eラーニング講習「教師のための教育最前線」(6時間)	○
選択領域講習 ※養護教諭・養護助教諭・栄養教諭・栄養助教諭は対象外です。	【選択A】eラーニング講習 「ともに学ぶ学校と地域-学校、家庭、地域の連携協力- * 現代社会の中での子どもの権利と自由」(6時間)	○
	【選択B】eラーニング講習 「学校教育に資する学校図書館の役割 * 少子化時代の教育と高齢者の役割」(6時間)	○
	【選択C】eラーニング講習 「自己確立の方法 * 情報社会における教育と教育者」(6時間)	○

【記入例】

〔受講者本人記入〕

○ 希望試験会場をお選びください。

試験会場	会場住所	申込	
		「○」を記入してください。	
横浜会場（八洲学園大学）	神奈川県横浜市西区桜木町7-42	夏 <input type="radio"/>	秋
東京会場（人事労務会館）	東京都品川区大崎2-4-3	夏 <input type="radio"/>	秋
名古屋会場（名古屋VIP貸し会議室名古屋駅前店）	愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目19-27 オルバースビルディング名古屋	夏 <input type="radio"/>	秋
大阪会場（八洲学園高等学校梅田キャンパス）	大阪府大阪市北区梅田1-3-1 大阪駅前第1ビル 2	夏 <input type="radio"/>	秋
沖縄会場（八洲学園大学国際高等学校）	沖縄県国頭郡本部町備瀬1249	夏 <input type="radio"/>	秋
監督者委託型修了試験 ※実施条件は「平成29年度八洲学園大学eラーニング教員免許状更新講習実施要項」p.14参照		夏 <input type="radio"/>	秋

○ 「平成 29 年度八洲学園大学 e ラーニング教員免許状更新講習実施要項」の p.3~4「受講条件」をお読みいただき、チェックをお願いいたします（すべてにチェックが無いとお申し込みを受付できません）。

受講条件	確認
	「✓」を記入してください。
1. まずは文部科学省のウェブサイト等で受講対象者であることを確認してください。	✓
2. 連絡がつくメールアドレスをご用意ください。	✓
3. 基本的なパソコンスキルが必要です。	✓
4. 本学の e ラーニング講習の受講には一定のシステム要件を満たすパソコンが必要です。	✓
5. 期日までに受講確認レポートに合格しないと修了試験の受験はできません。	✓
6. 修了試験日の変更はできません。また、不合格者の再試験は行いません。	✓
7. 認定日（修了証明書/履修証明書の発送日）を早めることはできません。	✓

○ その他連絡事項（何かございましたらご記入ください。）

〔証明者記入〕

※ 校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。証明の方法は「受講対象者の証明方法について」を参照ください。（証明書類の添付でも可）

（受講者）

ふりがな	やしま はなこ	生 年 月 日	昭和 49年 7月 1日
氏名	八洲 花子		

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

平成 29 年 5 月 1 日

（機関名・役職名） **神奈川第一小学校長**
 証明者名
 （氏名） **横浜 太郎**

※個人印は不可
 校長之印（公印）
 神奈川第一小学
 印

(参考)

※以下 2 ページは記入にあたっての参考資料です。提出の必要はありません。

○所持する免許状の欄の書き方について〔受講者本人記入欄〕

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等 ※栄養教諭（普通）専修・一種・二種免許状の場合は、免許状の授与年月日を記載願います。
幼稚園教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	
小学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	（特別のみ） 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育
中学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教
高等学校教諭（普通・特別） 専修・一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教 （一種のみ） 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務
特別支援学校教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者
特別支援学校自立教科教諭 （普通・特別） 一種・二種免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服）
特別支援学校自立活動教諭 （普通・特別） 一種免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育
養護教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	
栄養教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	授与年月日 平成●●年●月●日

○免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について〔受講者本人確認用〕

- 改正前（平成28年3月まで、以下同じ）の必修領域講習（12時間）の履修認定を受けた者は、改正後（平成28年4月から、以下同じ）の必修領域講習（6時間）及び選択必修領域講習（6時間）をあらためて受講する必要はありません。（ただし、所定の期間内の履修認定に限る。）（※注）
- 改正前の選択領域講習の履修認定を受けた者は、改正後の選択領域講習のうち、同時間に限り、あらためて受講する必要はありません。（ただし、所定の期間内の履修認定に限る。）（※注）
- 必修領域講習は、免許状の更新手続において、必修領域講習としてのみ使用できます
選択必修領域講習は、免許状更新手続において、選択必修領域講習としてのみ使用できます
選択領域講習は、免許状更新手続において、選択領域講習としてのみ使用できます
（いずれも、他の領域への振替えはできません）。

（※注）免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第2項及び第3項に基づき、

○改正前の必修領域講習（12時間）の履修認定を受けた者については、改正後の必修領域講習（6時間）と選択必修領域講習（6時間）の履修認定を受けた者とみなします。

○改正前の選択領域講習（6～18時間）の履修認定を受けた者については、改正後の選択領域講習（6～18時間）の履修認定を受けた者とみなします。

○受講対象者の証明方法について〔証明者記入様式〕

受講対象者の区分		証明の方法	
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師） （免許法第9条の3Ⅲ①）	公立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
		国立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		私立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員	場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	任命権者の証明	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	任命権者又は雇用者の証明	
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	その者の任命権者・雇用者の証明	
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	任用又は雇用予定の者の証明	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	任用又は雇用していた者の証明	
	認定こども園及び認可保育所の保育士（※注） （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の長の証明	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の設置者の証明	
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	任用又は雇用する可能性がある者の証明	

（※注）免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第23号）の施行（平成25年8月8日）により、認可保育所に勤務する保育士は、設置者が幼稚園を設置しているかどうかにかかわらず、受講対象者となった。